

千代田区観光協会公式ツイッター運用ポリシー

平成 26 年 8 月 1 日

26 千観発第 4 号

(目的)

第 1 条 このポリシーは、千代田区観光協会（以下観光協会という）がツイッター（Twitter）を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネットを利用し、140 字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段
- (2) 公式ツイッター 観光協会が設置・運用するユーザー名から発信するツイッター
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- (4) ツイート ツイッターに文章を投稿する行為、および投稿された文章
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすること
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿すること
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように、アカウントを登録すること

(運営主体)

第 3 条 公式ツイッターの運営主体、アカウントの管理及びツイートの発信は観光協会が行う。

2 ユーザー名は ChiyodaCityPR とする。

(アカウント運用者の明示)

第 4 条 ツイッターで流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式ツイッターのユーザー名を、観光協会ホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第 5 条 本運用ポリシーで定めるアカウントの運用主体、および発信する内容、発信方法等について、公式ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第 6 条 公式ツイッターでは、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 千代田区の観光情報他、ブランド力向上につながるもの
- (2) その他、観光協会事務局長が適当と認めるもの

(リプライ、リツイート、およびフォロー)

第 7 条 公式ツイッターは、情報提供の手段として運用するため、観光協会のツイートによる情報発信及びリツイートを行う。

- 2 リプライは観光情報の周知及び千代田区のファン拡大につながると思われるものについて行う。これ以外についても、特に観光協会事務局長が必要と認めるものは、この限りでない。
- 3 他のユーザーが投稿した内容について、観光情報の周知及び千代田区のファン拡大につながると思われるものについてリツイート及びフォローを行い、情報の発信及び千代田区のファン拡大に努める。国、東京都、他の地方公共団体及び千代田区の公益法人等が発信したツイート及び開設したアカウントについても、特に観光協会事務局長が必要と認めるものは、この限りでない。

(観光協会ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として観光協会ホームページのみとする。ただし、特に観光協会事務局長が必要と認めるものは、この限りでない。

(その他)

第9条 その他、このポリシーの実施について必要な事項は、観光協会事務局長が、別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成26年8月1日から施行する。